

第5回 浸水常襲地域における減災対策検討会議

《検討会議内容》

1. 減災対策緊急プログラムの実施状況について

- (1) 平成21年度に対策を完了した地域について
- (2) 平成21年度に計画を策定した地域について
- (3) 平成21年度末時点で計画未策定の地域について

2. 平成22年度の取り組みについて

- (1) 市町村連携による流域対策のモデル的推進の検討について
- (2) ため池の保全・活用に向けた制度化の検討状況について

1. 減災対策緊急プログラムの実施状況について

	H20年度 末時点	H20からの 進捗	H21年度 末時点
浸水常襲地域	96地域		96地域
●対策とりまとめ地域	84地域		89地域
<ul style="list-style-type: none"> ・対策を完了した地域 	19地域	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">対策完了4地域 …(1)</div> →	23地域
<ul style="list-style-type: none"> ・対策を実施中または準備中の地域 	65地域		66地域
●計画未策定の地域	12地域	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">計画策定5地域 …(2)</div> →	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; color: red;">7地域 …(3)</div>

(1) 平成21年度に対策を完了した地域は4地域

市町村	地区名	減災対策	事業主体
奈良市(No.2)	四条大路4丁目地内	バイパス水路整備	奈良市
大和高田市(No.10)	春日町地内	水路改修	大和高田市
大和郡山市(No.22)	馬司町地内	井堰管理	大和郡山市
桜井市(No.47)	吉備地内	水路浚渫	桜井市

⇒ 平成21年度末までに対策を完了した23地域では、今後、出水時に現地の状況を確認するなど対策の効果を検証する

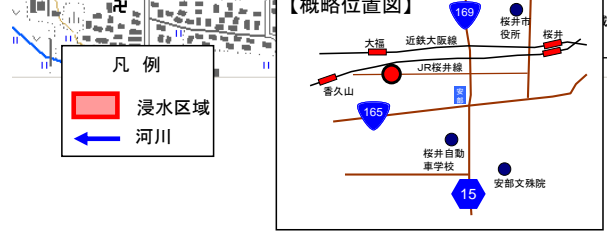
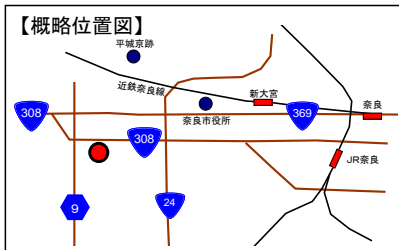
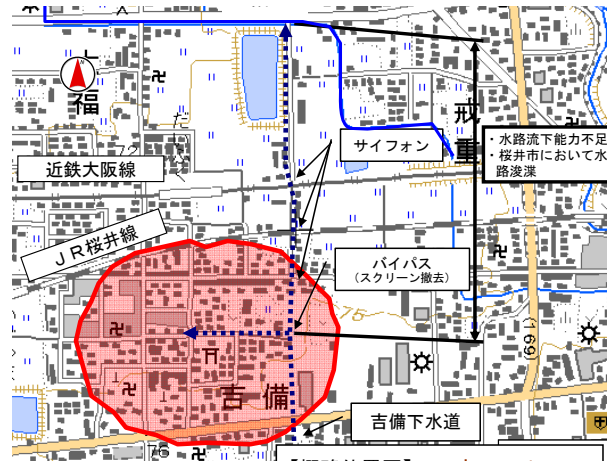
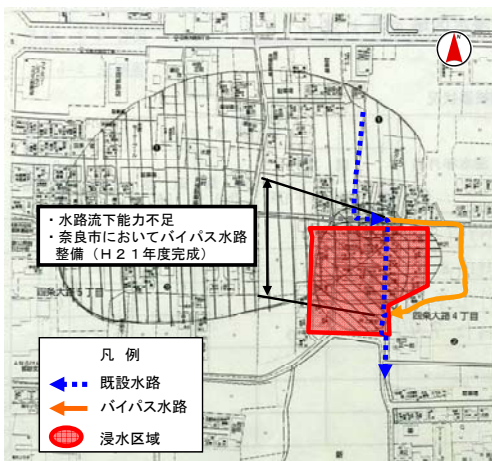
(2) 平成21年度に計画を策定した地域は5地域

市町村	地区名	減災対策	事業主体
天理市(No. 32)	守目堂町地内	布留川南流改修	県
桜井市(No. 50)	桜井地内	水路改修	桜井市
御所市(No. 52)	古瀬地内	曾我川改修	県
香芝市(No. 57)	鎌田地内	熊谷川改修	県
		井堰管理	香芝市
明日香村(No. 78)	小山地内	水路改修	明日香村
		堆積土砂除去	県

【事例】

No. 2 奈良市四条大路4丁目地内

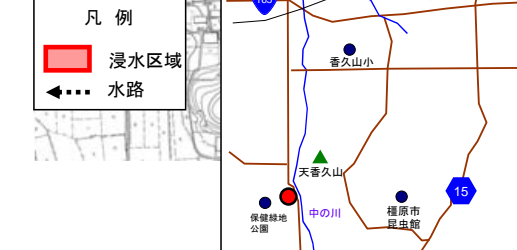
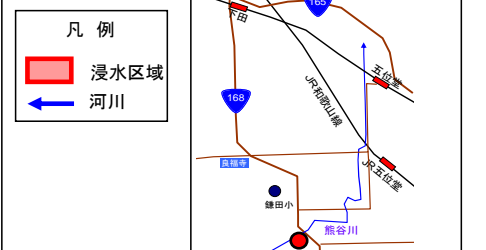
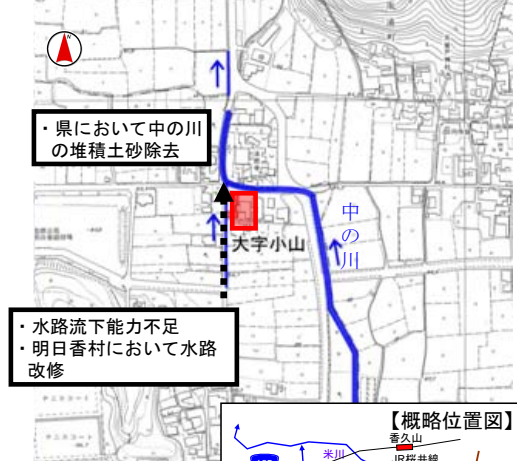
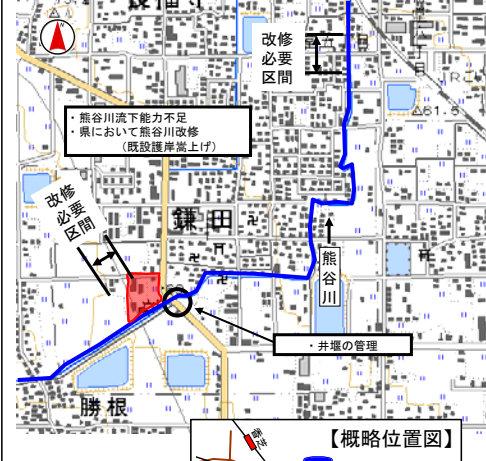
No. 47 桜井市吉備地内



【事例】

No. 57 香芝市鎌田地内

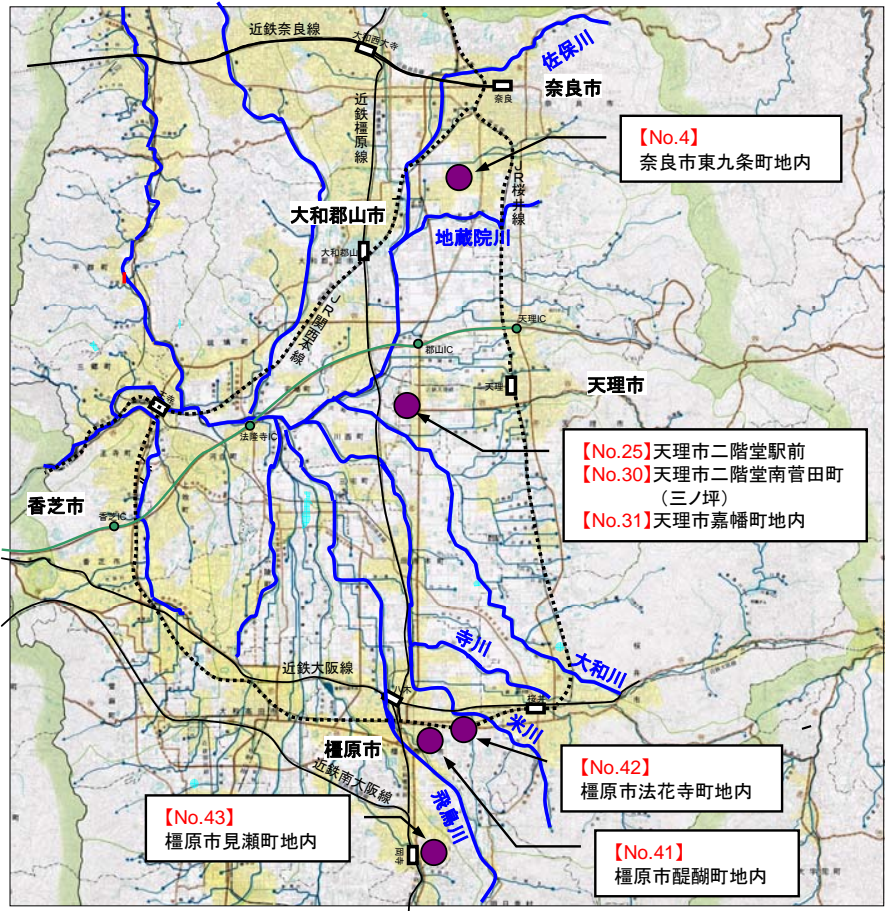
No. 78 明日香村小山地内



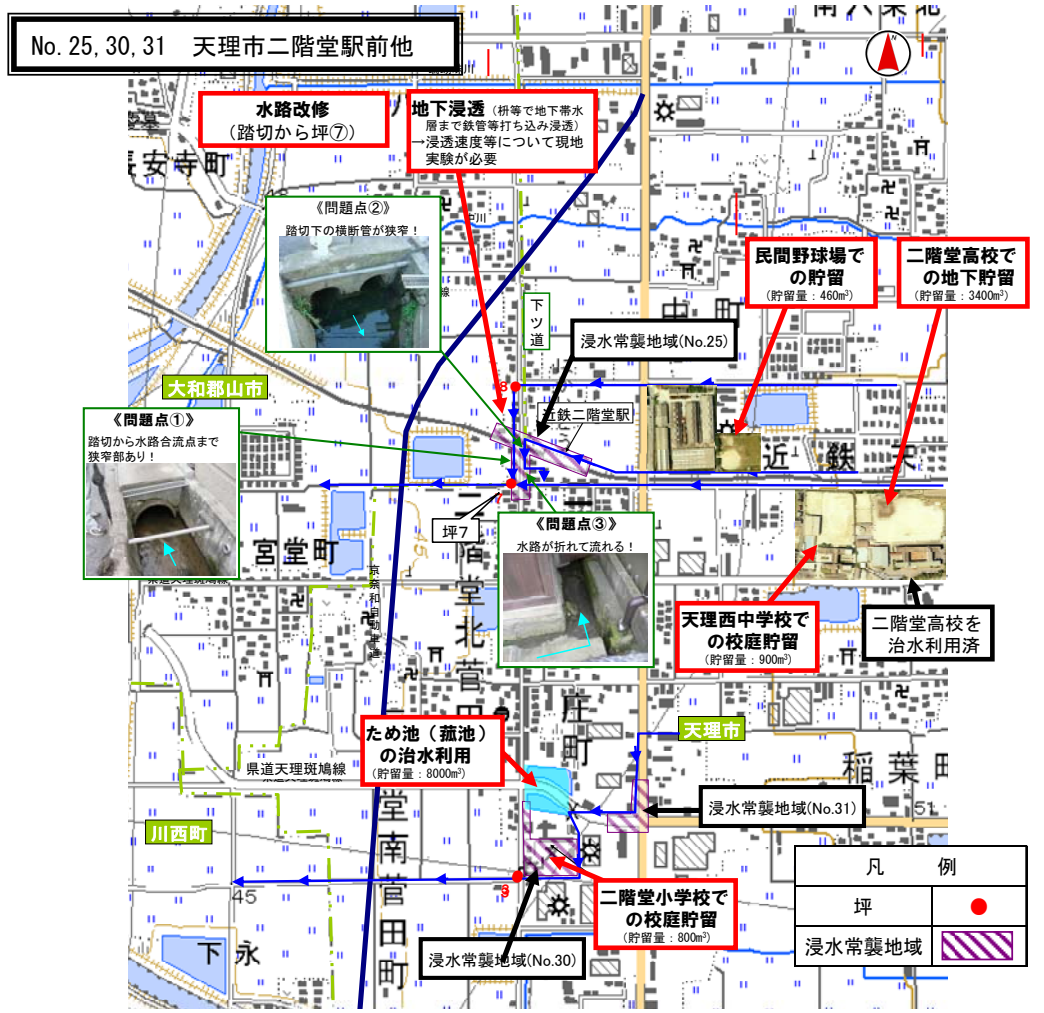
(3) 平成21年度末時点で計画未策定の地域は7地域

市町村	地区名	浸水原因	管理主体
奈良市 (No. 4)	東九条地内	水路流下能力不足	奈良市
天理市 (No. 25)	二階堂駅前	道路横断水路流下能力不足	天理市
天理市 (No. 30)	二階堂南菅田町 (三ノ坪)	道路横断水路流下能力不足	天理市
天理市 (No. 31)	嘉幡町地内	道路横断水路流下能力不足	天理市
橿原市 (No. 41)	醍醐町地内	水路流下能力不足	橿原市
橿原市 (No. 42)	法花寺町地内	調査中	橿原市
橿原市 (No. 43)	見瀬町地内	水路流下能力不足	橿原市

① 計画未策定の地域の概略位置図



② 計画未策定の地域の検討状況



(地域の課題)

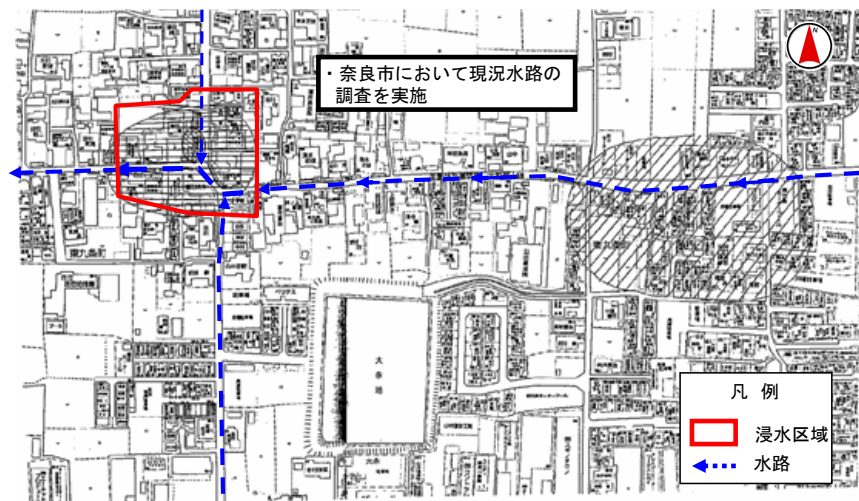
- ・下ツ道の下流側の浸水被害を軽減するため、下ツ道に「坪」と呼ばれる小口径の管を埋設しており、上流側は頻繁に浸水が発生する浸水常襲地域となっている。
- ・しかし、坪の径は過去から決められており、下流側の既得権となっているため、拡幅には地域間の調整が不可欠。

→

- ・浸水被害を軽減するため、関係機関と連携しながら、流域内の治水利用の可能性のある施設 (公共公益施設、民間施設等) を抽出し、効果的・効率的な施設配置計画の検討や効果検証等を実施中。
- ・平成22年度に、市町村連携による流域対策推進のモデル流域として県・市町村の役割分担について検討する予定。

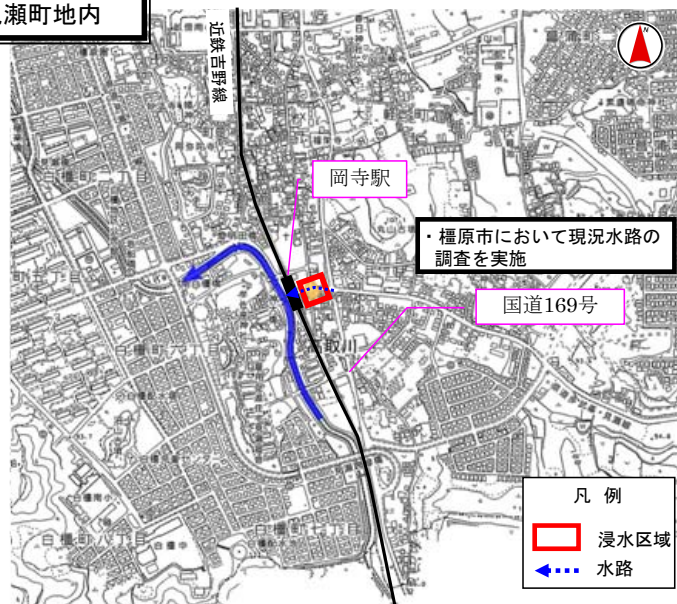
②計画未策定の地域の検討状況

No. 4 奈良市東九条地内



・奈良市では、現況水路の測量を実施し、現況水路の流下能力を把握。現在、浸水被害を軽減するための対策について、検討中。

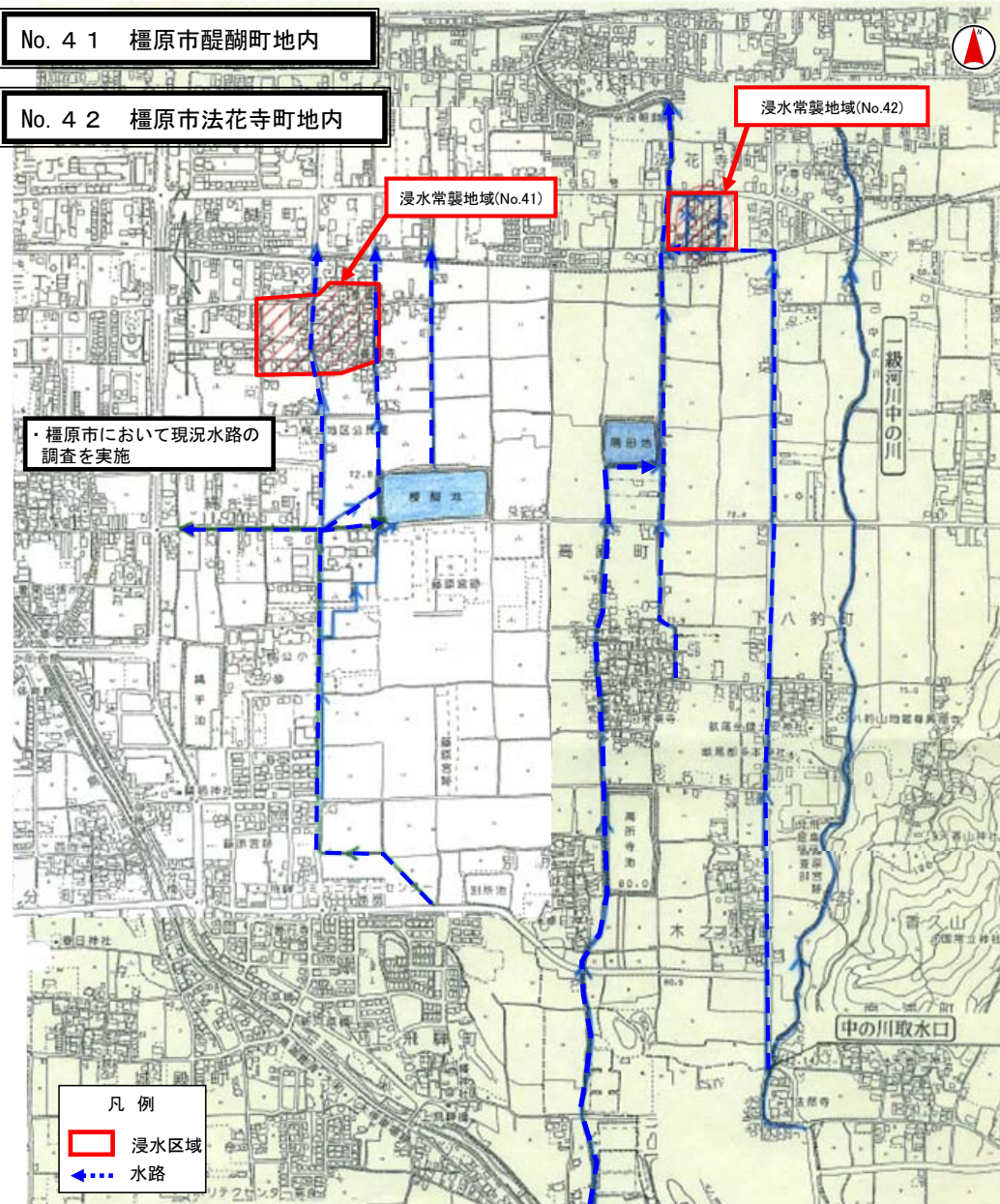
No. 4 3 橿原市見瀬町地内



・橿原市では、現況水路の流下能力の把握及び浸水区域の重点的な整備を図るため、市内全域にわたり、公共下水道雨水渠実態調査を実施中であり、平成22年度に対策をとりまとめる予定。

No. 4 1 橿原市醍醐町地内

No. 4 2 橿原市法花寺町地内



・橿原市では、現況水路の流下能力の把握及び浸水区域の重点的な整備を図るため、市内全域にわたり、公共下水道雨水渠実態調査を実施中であり、平成22年度に対策をとりまとめる予定。

2. 平成22年度の取り組みについて

(1) 市町村連携による流域対策のモデル的推進の検討について

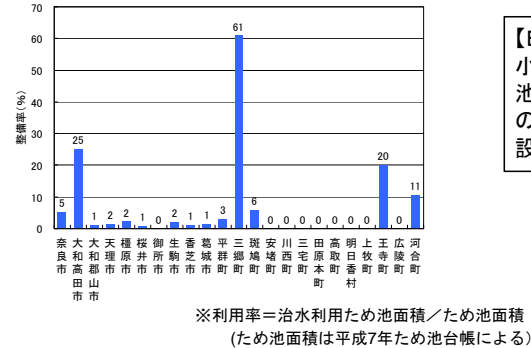
- ・ 浸水被害を軽減するため、流す対策に加えて、流域で貯留・浸透させるより多面的なさらなる流域対策の充実を図る必要がある。
- ・ 平成22年度に5地域をモデル流域として、上下流市町村・県が連携した多面的な流域対策について検討し、平成23年度には大和川流域総合治水対策の見直しに取り組む。

① 流域対策における現状と課題

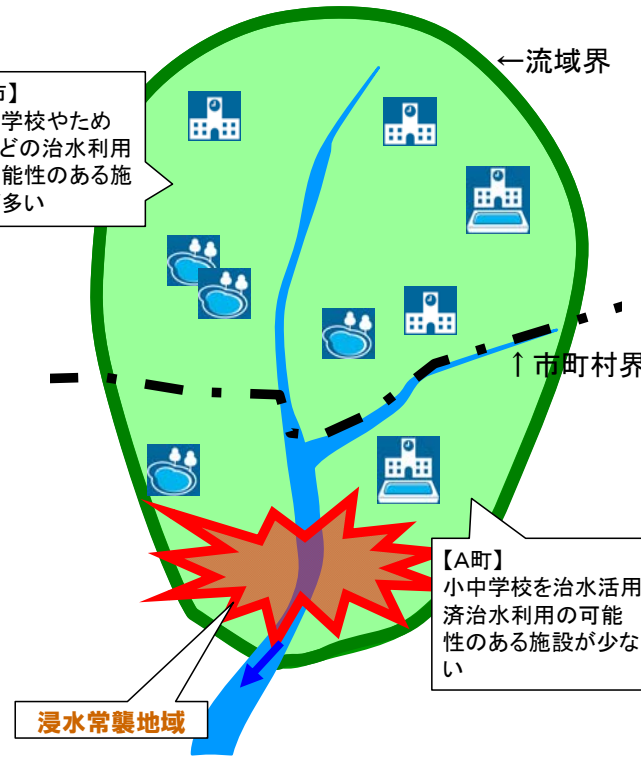
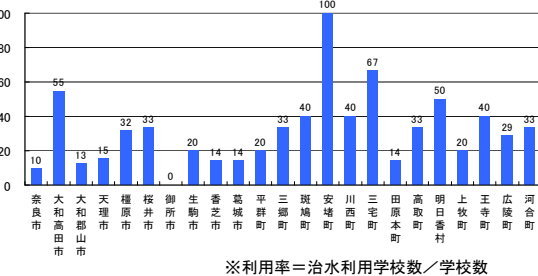
これまでは、流域をもつ大規模ため池で地元から改修要望のあるものや補助対象(500m³以上)となる校庭や駐車場等で実施。市町村によって取り組み状況にバラツキがある。

流域には学校やため池など治水利用の可能性がある施設が数多くある。流域が複数の市町村に跨る場合、下流市町村の浸水被害を軽減するためには上流市町村の協力が不可欠である。

(市町村のため池の治水利用状況)



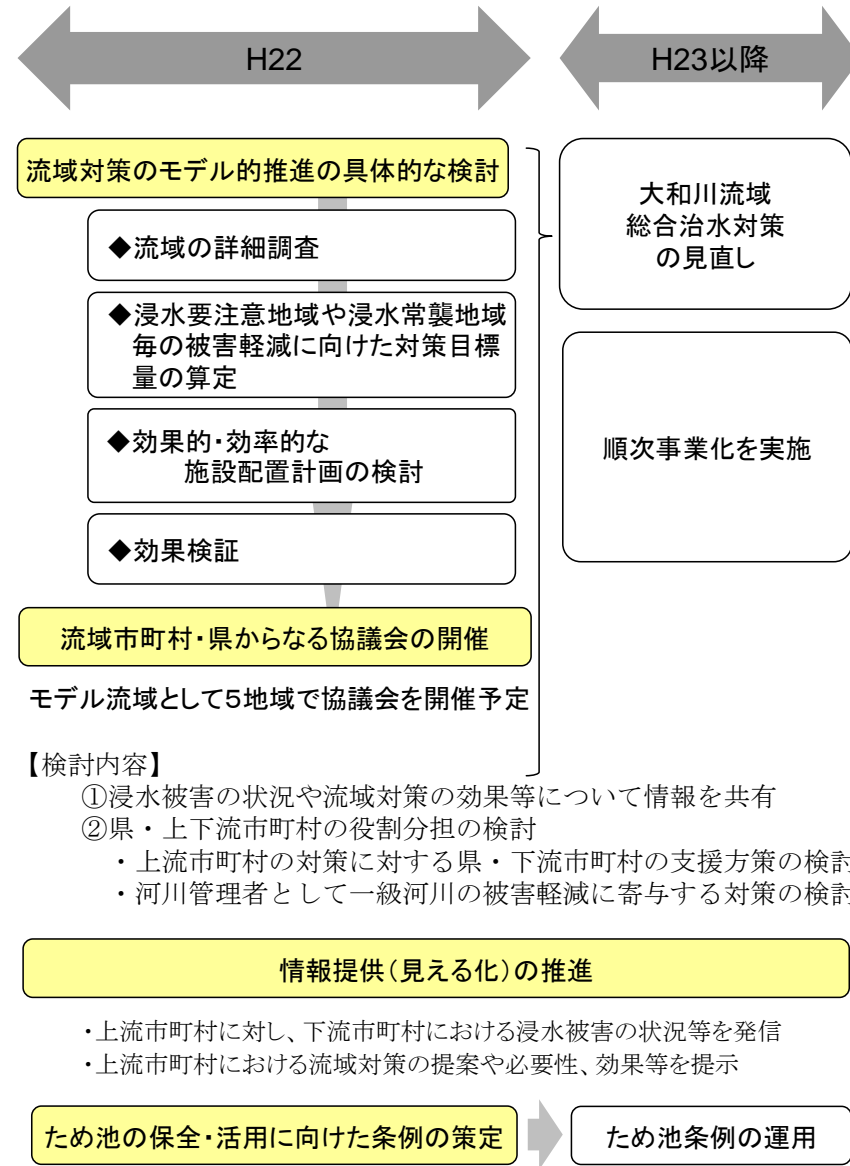
(市町村の小中学校の治水利用状況)



地元の理解と協力が不可欠。インセンティブとなる県からの支援や情報公開(見える化)を推進していくことが必要。

浸水要注意地域、浸水常襲地域の浸水被害を軽減するため、県・市町村が連携したより多面的な流域対策が必要。

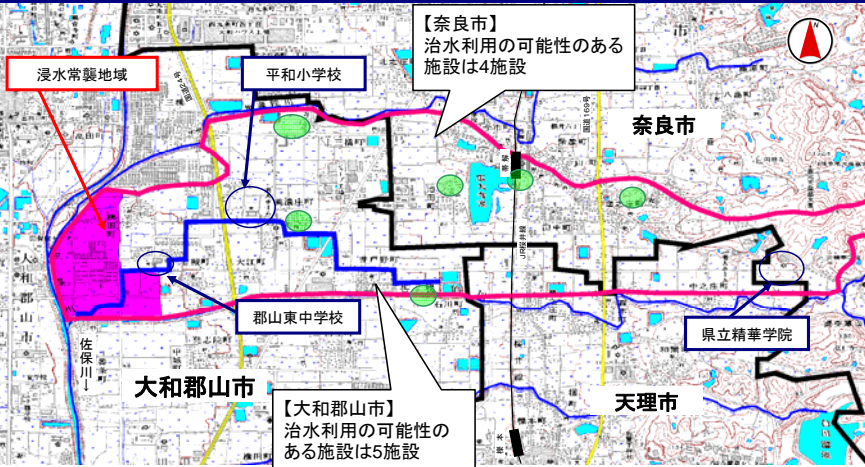
② 今後の取り組みについて



③対象モデル流域(案)

- ・モデル流域は、浸水常襲地域を対象とし、流域が複数市町村に跨るため、市町村連携による流域対策推進の必要な地域(下ツ道周辺流域)を選定。
- ・今後、関係市町村等との協議を踏まえ、モデル流域を決定し、対策等を検討する。

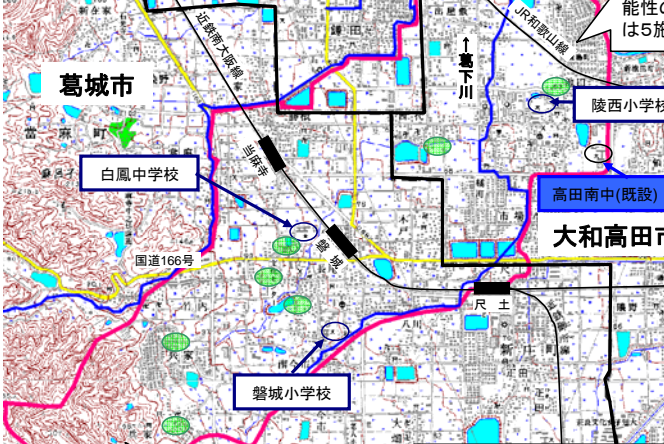
○佐保川若槻内水流域(大和郡山市、奈良市、天理市)



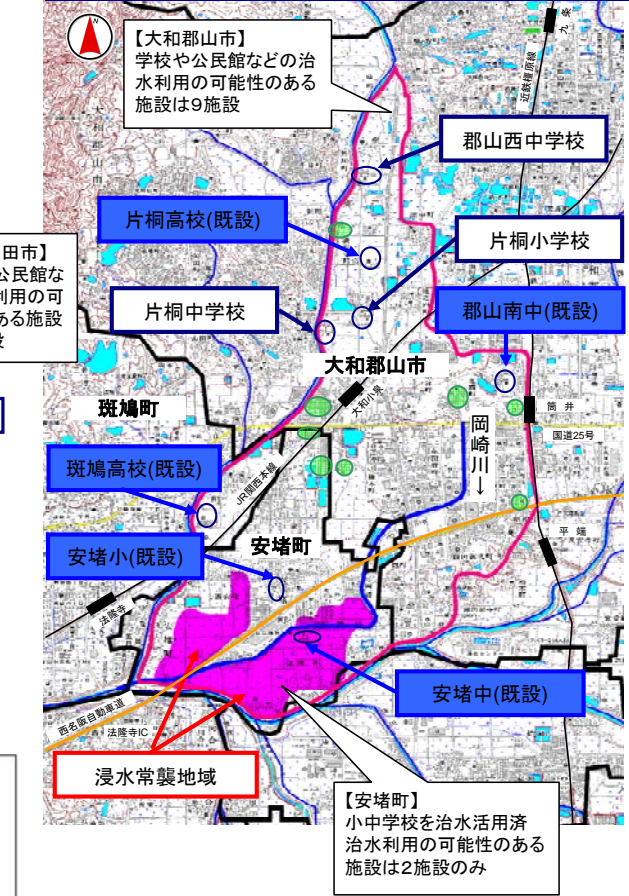
○下ツ道周辺(坪)流域(大和郡山市、川西町、天理市)



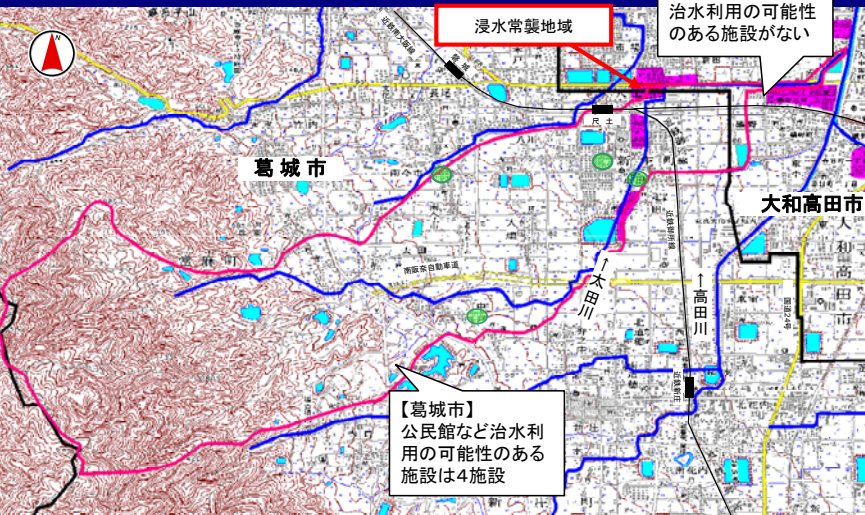
○葛下川上流流域(香芝市、大和高田市、葛城市)



○岡崎川流域(安堵町、大和郡山市、斑鳩町)



○高田川支川流域(大和高田市、葛城市)

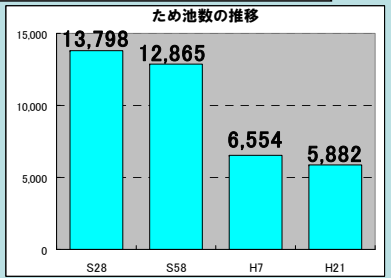


凡例

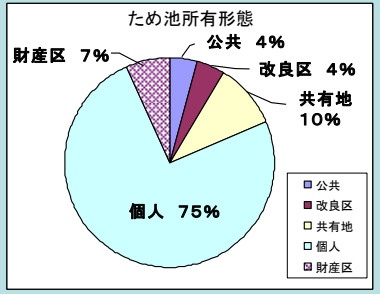
- : 行政界
- : 対象流域
- : 河川
- : 浸水要注意地域
- : 建設 : 治水利用実施済の学校
- : 建設 : 治水利用未実施の学校
- : 治水利用の可能性のある公共施設

ため池の他目的活用

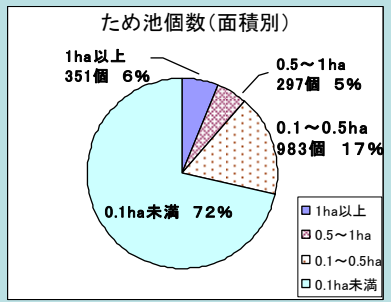
ため池の現状



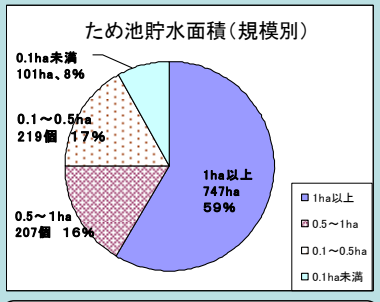
ため池の数は、開発、埋立てにより減少



ため池は、個人所有・共有地が多く公共用地は4%程度。



小規模なため池が多い。(0.1ha以下のため池が72%)



ため池の面積は約1,200ha (0.1ha以上のため池1,630箇所)
※水深3mと仮定すると貯水量が3,600m³、大迫ダム1個に相当

農業者の高齢化・兼業化、担い手不足により「ため池管理」が困難
→堤体管理の粗放化

ため池の他目的活用

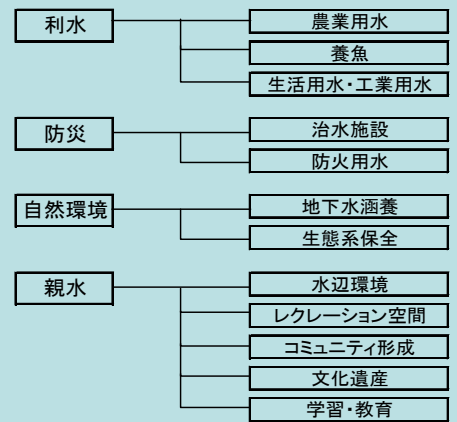
- 治水活用**
67箇所 で治水利用 約100万m³ 岩井川ダムの約2個分
国交省、農水省補助事業で改修
倉橋ため池(桜井)、荒池(奈良)、兵庫大池(天理)など
※流域を持つ山池を嵩上げするなど堤体を改良
- 親水活用**
23箇所 で水環境整備事業にて公園整備
木戸古池(葛城)、長柄新池(天理)、和田池(明日香)など
- 養魚活用**
内水面漁業として利用 A=1.3ha(漁業センサスより)
奈良、大和郡山、天理
- その他**
 - ヨット、カヌーの練習場所(斑鳩ため池、倉橋ため池)
 - 釣堀(白川ため池など県内各地)
 - ゴルフ練習場(分川池、椎木池など県内各地)

ため池の課題

- 適正な管理の欠如
 - ため池の改廃
 - 多面的機能の喪失
 - 堤体の破損による災害発生の恐れ
- ・貯留機能の低下
・草木の繁茂
・環境悪化など



ため池機能の分類



ため池の保全と他目的活用を行うためには

- 農業者のみならず地域協働での管理
 - 地域で保全活用する効果
 - 所有権、水利権などの整理
 - 管理体制の構築
 - ため池の他目的活用の誘導
 - 所有者、管理者への啓発
 - 他目的活用への支援
 - ・適正な管理への支援
 - ・ため池整備への支援
 - ため池の抽出
 - 多面的効果が発揮できるため池
 - 保全・活用に積極的な地域 など
- 現行補助制度の活用や新たな制度化

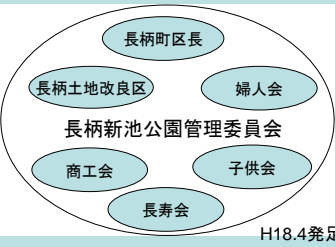
取り組み状況

- 現状把握**
 - ①ため池台帳の見直し(H21.4~9)
箇所数、管理者の確認
 - ②ため池治水活用等基礎調査(H21.12~)
ため池の機能調査
・流入経路 ・放流経路 ・受益面積
・利用状況 ・構造
一定規模以上(1ha程度)のため池を調査

- 活用効果の抽出(H22~)**
ため池の多面的機能効果を抽出。
利水・防災(治水)・自然環境・親水など

ため池効果の見える化
市町村・地域へ情報提供

- 管理体制の構築**
農業者のみならず地域協働で管理。
○管理組織
 - ・農地・水・環境保全向上対策協議会
 - ・自治会を中心とした組織化
 - ・NPO、企業などの参画



天理市長柄新池

- 新たなため池保全条例による啓発**
 - ①ため池の多面的機能の活用とため池の保全
 - ・県、市町村、管理者、地域、県民などの役割分担
 - ・活用、保全のための基本構想の策定
 - ②ため池堤体の破損、決壊等による災害の未然防止

H22に公布を目指す

「ため池」新条例のイメージ案

「ため池」が有する多面的機能を継続的に発揮させ、他目的活用による有効活用の促進を誘導するため、ため池の「多面的機能の保全」と「他目的活用」を主眼とした新条例を定める。

「ため池」新条例の必要性

○ため池管理の粗放化
・農業者(管理者)の高齢化、兼業化による担い手不足の拡大

○ため池施設の操作機会の減
・吉野川分水による用水確保と分水優先取水
・農地面積減によるため池利用の頻度の減

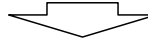


【適切な維持管理の欠如】

○浸水被害軽減効果の減少
・埋立等改廃による貯留機能の低下

○水辺環境、景観の悪化
・草木の繁茂等

○親水等レクリエーション機能の喪失
・無秩序な改廃等



【ため池の多面的機能の喪失】

多面的機能の保全と他目的活用を主眼とした新条例の制定により、保全・活用の促進を誘導する必要

※ ため池の多面的機能

- 保水力(治水) ○防火用水
- 地下水涵養 ○水辺環境
- レクリエーション

など

「ため池」新条例の目的と役割

【目的】

- ・多面的機能発揮のため、ため池の保全と活用
- ・ため池の破損、決壊等による災害の未然防止

【内容】

- ・役割分担
県、市町村、地域、管理者等の役割
- ・適正な管理
禁止事項の定め
- ・指針の策定
ため池活用の制度化、方策
適正な管理体制の構築 など
- ・管理者の届け出
- ・埋立時の届け出

【対象ため池】

- ・多面的効果が認められるため池
- ・一定規模以上
例:受益面積1ha、堤高3m

検討を要する主な事項

- 財産権の尊重
→ 公益性との整合
- 役割分担
→ それぞれの責務
- 多面的機能の効果
→ 評価方法

新「ため池の保全に関する条例」(仮称) 骨子案

新条例の骨子案		課題
目的	ため池の保全、活用により災害の未然防止及び多面的機能の発揮を図ることで、公共の福祉・県土の保全に寄与。	
基本理念	ため池の多面的機能の恩恵を受けるため、県、市町村、地域、管理者等が連携し、ため池を保全、活用。	
ため池の定義	多面的機能が認められるため池 一定規模以上のため池 (例:堤高3m以上)	多面的機能の評価
責務・役割等	「県の責務」 ため池の適正な保全と活用を図る施策の策定と実施。 「ため池管理者等の役割」 ため池の適正な管理をおこない、県の施策に協力。 「県民の役割」 県の施策に協力	責務の内容を検討
財産権の尊重等	関係者の所有権その他の財産権を尊重。 県土の保全その他の公益との調整に留意。	・所有者、管理者の同意協力
指針の策定	基本指針の策定 ・ため池保全や活用のための具体的方策 ・ため池の他目的活用の制度化、適正な管理への支援策など	・基本指針により施策展開
禁止行為	余水吐の流水の阻害 堤とうに竹木や農作物の植栽、工作物の設置 多面的機能を喪失させる行為	・多面的機能が喪失される行為の内容検討
届出の義務	管理者になった場合の届け出 ため池を一部、全部を埋め立てしようとするときに届け出	・管理者の届け出を周知徹底。 ・埋め立て届け出の活用方法。
ため池の検査等	ため池の管理について管理者から報告を求め、又は県職員をして検査をさせることができる。 多面的機能の発揮のため必要と認めるときは、管理者の協力を得て、県職員をして調査することができる。	多面的機能の評価のための調査 →保全・活用のための基礎調査 →対象ため池への施策展開